○文部科学省告示第二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第三項の規定に基づき、平成二十四年二月七日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月七日

文部科学大臣　平野　博文

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
酔仙酒造本社事務所	木造二階建、鉄板葺、建築面積一三六平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十三号	岩手県陸前高田市高田町字大石一―一
酔仙酒造守衛所	木造平屋建、スレート葺、建築面積十七平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十三号	岩手県陸前高田市高田町字大石一―一
酔仙酒造購品及び用度品倉庫	土蔵造四階建、瓦葺、建築面積五二九平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十三号	岩手県陸前高田市高田町字大石一―二
旧北上町役場	木造二階建、スレート葺、建築面積一六九平方メートル	平成二十一年文部科学省告示第八十号	宮城県石巻市北上町十三浜字月浜二九〇
日本基督教団福島教会会堂	煉瓦及び木造平屋一部二階建、銅板葺、建築面積二二一平方メートル	平成十三年文部科学省告示第百六十号	福島県福島市宮下町一―六
茨城大学五浦美術文化研究所六角堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積九平方メートル	平成十五年文部科学省告示第百二十九号	茨城県北茨城市大津町五浦七二七―二
旧麻屋呉服店店舗	鉄筋コンクリート造地上三階地下一階建、建築面積三七五平方メートル、塔屋付	平成十九年文部科学省告示第八十九号	群馬県前橋市千代田町二―八―一九
木間家住宅主屋	木造二階建、茅葺、建築面積一二〇平方メートル	平成十九年文部科学省告示第百四十三号	新潟県長岡市松尾字倉下七七六
石金家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積三一二平方メートル	平成十二年文部省告示第百九十一号	富山県富山市水橋西大町五一五
石金家住宅二番蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積五八平方メートル	平成十二年文部省告示第百九十一号	富山県富山市水橋西大町五一五
石金家住宅三番蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積五〇平方メートル	平成十二年文部省告示第百九十一号	富山県富山市水橋西大町五一五
さぬき信用金庫丸亀中央支店（旧丸亀信用組合事務所）	鉄筋コンクリート造地下一階地上三階建、建築面積三七六平方メートル	平成十年文部省告示第百五十号	香川県丸亀市富屋町一五・一六

○文化庁告示第十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として浜松市を指定する。

平成二十四年二月七日

文化庁長官　近藤　誠一

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
鈴木家住宅（静岡県浜松市引佐町）主屋 釜屋	二棟	平成十九年六月十八日文部科学省告示第九十九号	鈴木　廣利	静岡県浜松市北区引佐町的場八二九番地	静岡県浜松市北区引佐町的場七四二番地

○厚生労働省告示第四十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項の規定に基づき、作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年二月七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第一ベンゾトリクロリドの項中「直接捕集方法」を「固体捕集方法又は直接捕集方法」に改める。

○厚生労働省告示第四十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条の二第二項の規定に基づき、作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年二月七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表五の項中「〇・五ppm」を「〇・〇五ppm」に改め、同表二十八の項の次に次のように加える。

二十八の二　ベンゾトリクロリド	〇・〇五ppm

別表三十二の項中「五ppm」を「一ppm」に改め、同表四十三の項中「五ppm」を「〇・一ppm」に改め、同表五十一の項及び五十五の項中「一〇〇ppm」を「五〇ppm」に改め、同表七十七の項中「五〇ppm」を「二〇ppm」に改める。

○厚生労働省告示第四十四号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第八条第一項（同令第三十八条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年二月七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号イ中「若しくは6」を「、6若しくは7」に改める。

○厚生労働省告示第四十五号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号（同令第三十八条の十七第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号ヘ（同令第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年二月七日

厚生労働大臣　小宮山洋子